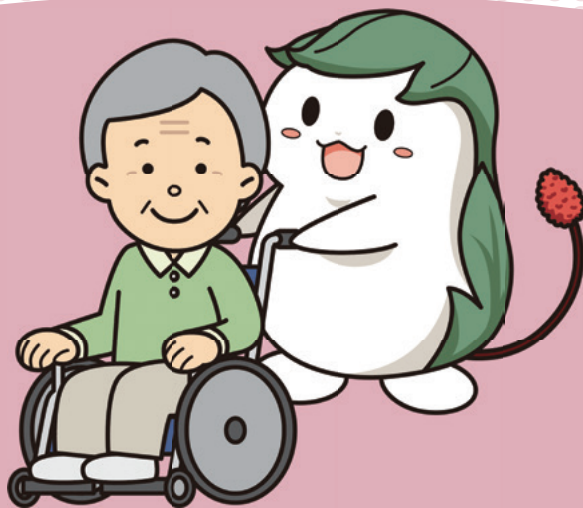


令和8年度版
伊勢崎市

住み慣れた地域で安心して暮らすために

みんなで支える

介護保険利用の 手引



介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

介護保険は、40歳以上の人が入会者（被保険者）となって保険料を納め、介護や支援が必要となったときに、サービスを利用できるしくみとなっています。住み慣れた地域でみなさんが安心して暮らしていくために、伊勢崎市が運営しています。

介護保険の保険証を大切に保管しましょう

介護保険被保険者証（保険証）は、要介護・要支援認定を申請するときに必要となります。また、介護サービスや施設を利用する際に提示します。

保険証には、被保険者の基本情報や要介護度などが記載されており、その情報に基づいて介護サービスの提供や給付が行われます。保険証を持っていることで、必要なサービスを受ける際にスムーズに手続きが行えるようになります。大切に保管しましょう。

● 65歳以上の人は

65歳以上の人の場合は、特別な手続きを行わなくても誕生日を迎える月に市町村から自動的に交付されます。

● 40～64歳の人は

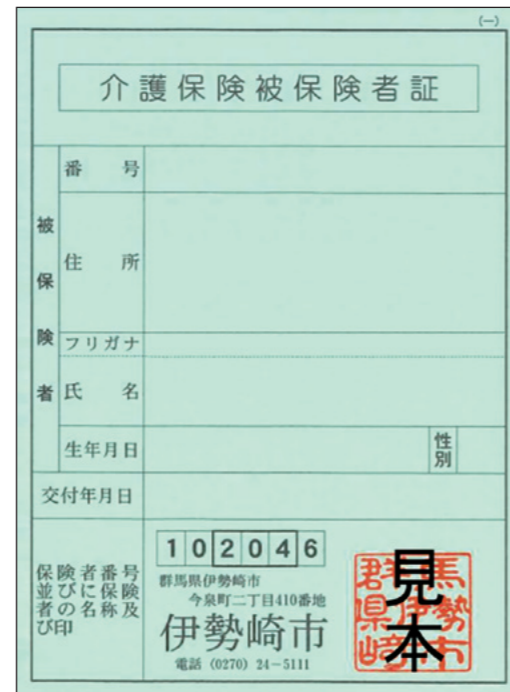
要介護・要支援認定を受けた人に交付されます。

● 保険証が必要なとき

- ・要介護・要支援認定を申請するとき
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護給付費の支給申請をするとき など

● 保険証の有効期限は？

有効期限はありません。介護（予防）サービスを利用するまで大切に保管してください。



もくじ

| | | |
|--------------------------------|-------|----|
| 第1章 介護保険制度のしくみ | ----- | 4 |
| 第2章 介護保険料について | ----- | 6 |
| 第3章 サービスを利用するには | | |
| 介護(予防)サービスを利用するための手順 | ----- | 10 |
| 要介護・要支援認定の申請から認定まで | ----- | 12 |
| ケアプラン作成からサービス利用まで | ----- | 14 |
| 第4章 契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき | ----- | 16 |
| 第5章 介護保険で利用できるサービス | | |
| 居宅サービス | ----- | 18 |
| 地域密着型サービス | ----- | 24 |
| 施設サービス | ----- | 27 |
| 福祉用具貸与・購入、住宅改修 | ----- | 30 |
| 第6章 利用者負担について | | |
| 費用の支払い | ----- | 32 |
| 利用者負担額を軽減するために | ----- | 33 |
| 第7章 介護予防・日常生活支援総合事業 | ----- | 34 |
| 第8章 高齢者相談センター（地域包括支援センター）とは | ----- | 36 |
| 第9章 その他の在宅サービス | ----- | 38 |

| | | | |
|----|------|-------|----------|
| 発行 | 伊勢崎市 | 編集／発行 | 株式会社鎌倉新書 |
| | | 発行年 | 令和8年7月 |

第1章 介護保険制度のしくみ

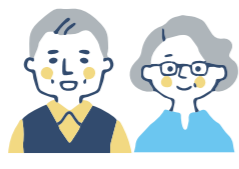
介護保険に加入する人(被保険者)

年齢で2つの被保険者に分かります。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用(利用者負担割合)を支払う

65歳以上(第1号被保険者)の人

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。介護が必要となった原因は問われません。

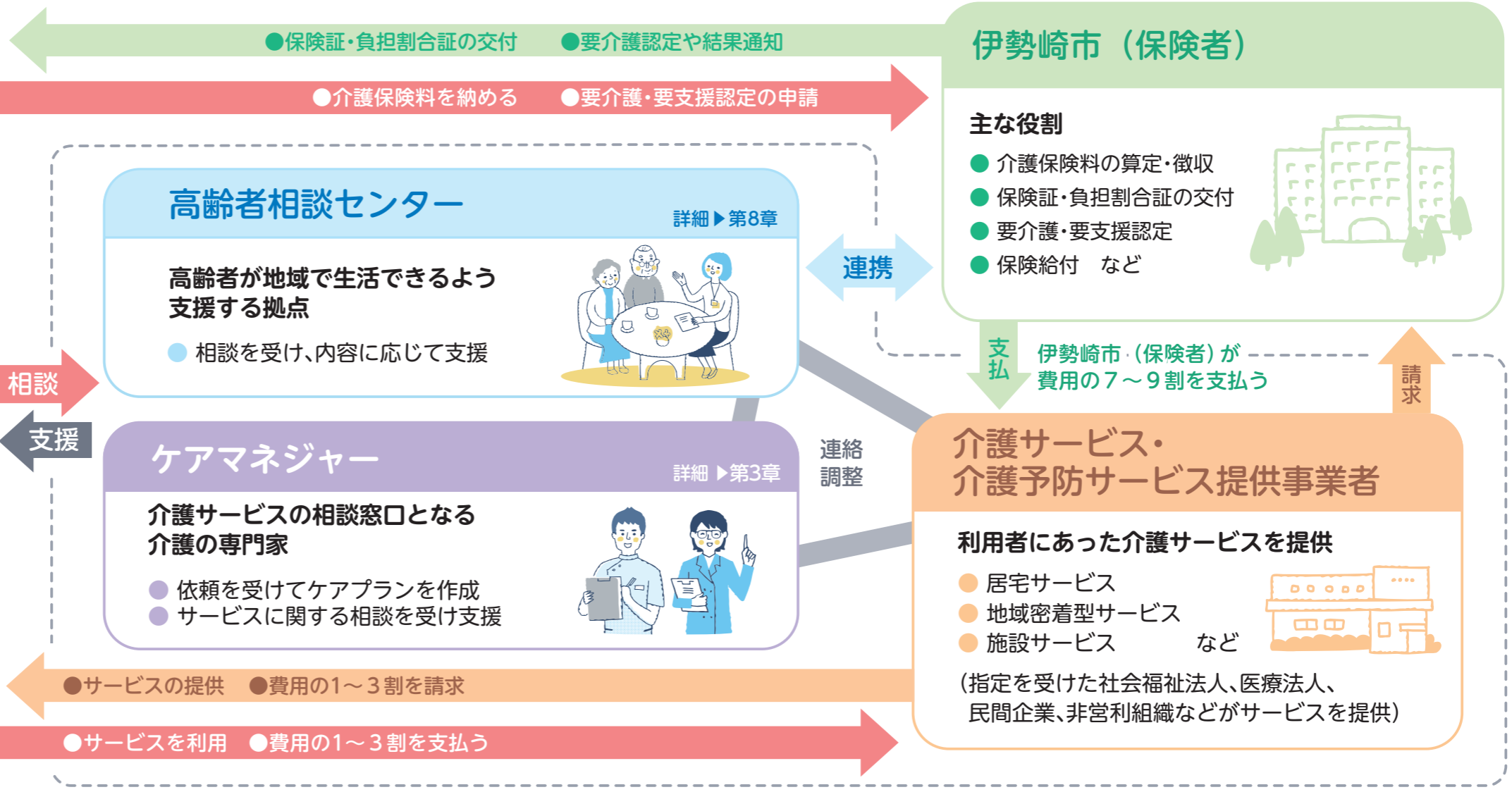


(要介護・要支援認定の詳細▶第3章)

医療保険に加入している40~64歳(第2号被保険者)の人



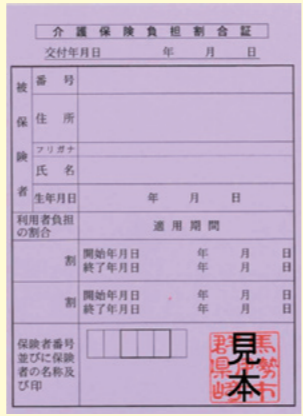
介護保険で対象となる病気(特定疾病※1)が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、サービスが利用できます。



負担割合証

要介護・要支援認定等を受けた人や事業対象者には、利用者の負担割合を示す介護保険負担割合証が発行されます。保険証とともに介護(予防)サービス等を利用するときになります。

負担割合(1~3割)が記載されます。



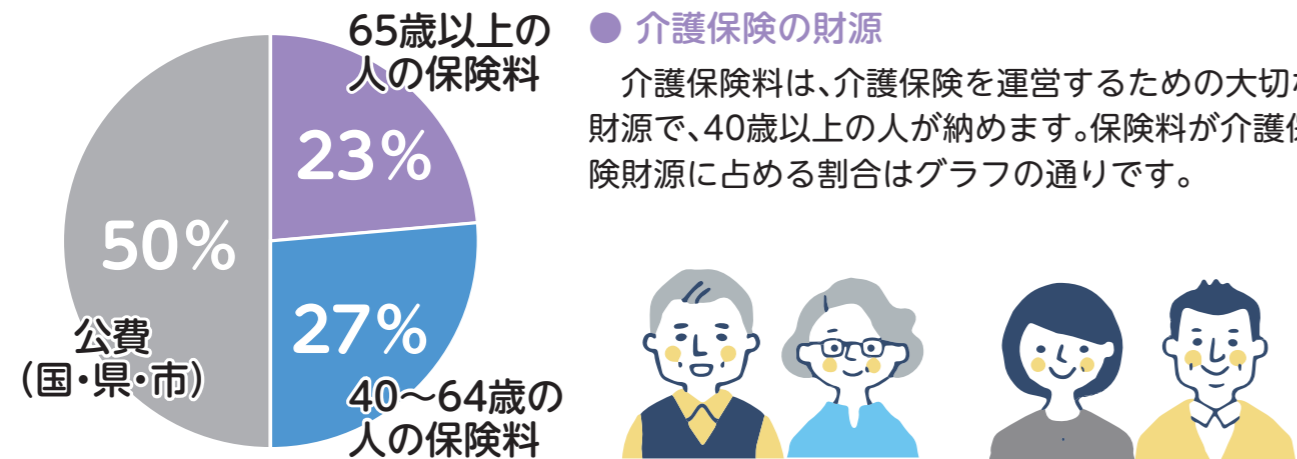
特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

第2章 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。



保険料基準額の決め方

介護保険料は市全体の介護保険給付に必要な費用などから算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\text{基準額 (年額)} = \text{伊勢崎市で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担割合 (23\%)} \div \text{伊勢崎市の65歳以上の人数}$$

介護保険料は介護保険事業計画に定める介護サービス費用見込額等に基づき、3年に一度の見直しを行います。

第9期（令和6～8年度）の保険料基準額は72,000円となっており、介護給付費準備基金の一部を取り崩すことで、第8期の保険料基準額72,000円を据え置きとしています。

令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により、介護保険料の収入が減少して第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の事業運営に影響が出ることを避けるため、令和8年度に限り、税制改正前の基準に基づいて課税状況を判定する措置が行われます。

これにより、令和7年中の給与収入金額が55万1,000円以上190万円未満の人は、市民税の課税状況と介護保険料の所得段階が一致しない場合があります。

詳しくは伊勢崎市のホームページをご覧ください。

二次元コードからも対象のページをご覧ください



65歳以上(第1号被保険者)の人の保険料

決め方 基準額をもとに、所得等に応じて決まります。

伊勢崎市の保険料基準額
(月額) **6,000円**

| 所得段階 | 所得区分 | 負担率 | 年額保険料 | |
|-------------|---|--|-----------|----------|
| 第1段階 | ・生活保護を受給している ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が82万6,500円以下 | 基準額×0.285 | 20,500円 | |
| 第2段階 | 本人が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税 | 本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が82万6,500円を超え120万円以下 | 基準額×0.485 | 34,900円 |
| 第3段階 | | 本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が120万円を超える | 基準額×0.685 | 49,300円 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税 同じ世帯に市民税課税者がいる | 本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が82万6,500円以下 | 基準額×0.85 | 61,200円 |
| 第5段階 (基準段階) | | 本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が82万6,500円を超える | 基準額 | 72,000円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税 前年の合計所得金額 | 120万円未満 | 基準額×1.20 | 86,400円 |
| 第7段階 | | 120万円以上210万円未満 | 基準額×1.30 | 93,600円 |
| 第8段階 | | 210万円以上320万円未満 | 基準額×1.50 | 108,000円 |
| 第9段階 | | 320万円以上420万円未満 | 基準額×1.70 | 122,400円 |
| 第10段階 | | 420万円以上520万円未満 | 基準額×1.90 | 136,800円 |
| 第11段階 | | 520万円以上620万円未満 | 基準額×2.10 | 151,200円 |
| 第12段階 | | 620万円以上720万円未満 | 基準額×2.30 | 165,600円 |
| 第13段階 | 720万円以上 | 基準額×2.40 | 172,800円 | |

※世帯とは…原則として4月1日現在での住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合には、その年度は資格取得日現在の世帯になります。
 ※老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人等が受けている無拠出年金です。
 ※公的年金等収入金額…税法上の課税対象となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、課税対象とならない年金（障害年金、遺族年金など）は含まれません。
 ※合計所得金額…収入金額から必要経費などを控除した額です。申告分離課税の所得金額（株式譲渡所得など）を含みます。土地建物等の譲渡所得については、特別控除後の額で計算します。ただし、雑損失・繰越損失は含みません。本人が市民税非課税である場合（第1から第5段階）は、公的年金等に係る雑所得を引いた額になります。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。
 ※第1段階、第2段階、第4段階および第5段階の「所得区分」の欄における「82万6,500円」は、令和8年度からの適用となります（介護保険法施行令の一部改正による）。令和6年度は「80万円」、令和7年度は「80万9,000円」と読み替えてください。

介護保険制度のしくみ
介護保険料について
サービスを利用するには
契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき
介護保険で利用できるサービス
利用者負担について
介護予防・日常生活支援総合事業
高齢者相談センター（地域包括支援センター）とは
その他の在宅サービス

納め方 ▶ 年金の受給額で異なります。

年金の受給が年額18万円以上

特別徴収 (年金から差し引き)

特別徴収とは、年金支払月(偶数月)に受給の年金からあらかじめ保険料を差し引くことです。ご自身で納める必要はありません。
(注) 個人年金は対象となりません。

仮徴収期間



仮徴収

65歳以上の人の保険料は、6月の市民税確定後に決定します。そのため、4月、6月、8月は暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月と同額を納めます。

本徴収期間



本徴収

確定した年間保険料額から、仮徴収額を差し引いた残りの額を期割(10月・12月・2月)で納めます。
※仮徴収額と本徴収額に大きく差が生じると思われる人に対しては、8月の徴収額を変更(平準化)する場合があります。

年金の受給が年額18万円未満

普通徴収 (納付書払か口座振替)

年度の途中で65歳到達、転入した場合や保険料の増額、減額があった場合などは保険料の全部か一部が普通徴収になります。

本算定賦課



本算定賦課

7月から翌年の2月までの8期分の納付書を7月中旬に送付します。取り扱い金融機関、コンビニエンスストア、市役所および各支所で納めます。(納付書裏面参照) ペイジー、クレジットカード、スマホ決済による納付も可能です。この場合、領収証書の発行は行いませんので、必要な場合は金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。また、取り扱い金融機関での口座振替もできます。

納め忘れのない、便利で確実な口座振替がおすすめです!

- ① 介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意します。
- ② 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、申込日の翌月末からになります。

申込日の月末にあたる納期分は、納付書で納めてください。

7/10 口座振替申込 → 7月末納期分は納付書で納めてください。
8月末納期分以降は口座振替になります。

○ Webからの口座振替申込が可能です。詳しくは、「ウェブ口座振替 伊勢崎」と検索し、市のホームページをご覧ください。

40歳から64歳(第2号被保険者)の人の保険料

国民健康保険に加入している人

決め方 ▶ 世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などに応じて世帯ごとに決まります。

納め方 ▶ 医療分・後期高齢者支援金分と合わせて世帯主が納付します。
※なお、本人負担分と同額を国や県が負担しています。

職場の健康保険に加入している人

決め方 ▶ 加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。

納め方 ▶ 健康保険料と介護保険料を合わせて納めます。
※原則として事業主が半分納めます。

! ▶ 介護保険料を滞納した場合は?

災害など特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、滞納した期間に応じて次の措置が取られることがあります。

納期限をすぎると… 督促が行われ、延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとから保険給付(費用の7~9割)を受けません。

1年6か月以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、給付が一時差し止められます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

2年以上滞納

利用者負担が1割~3割負担から、3割~4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられない場合があります。

保険料の徴収猶予や減免について

災害に遭われたり、収入が減少するなど特別な事情により、保険料を支払うことが困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を行います。

特別な事情とは

1. 火災、風水害など災害により、住宅・家財に著しい損害を受けた
2. 世帯の生計主の死亡・入院・失業・売上げ減少などにより世帯の収入が減少した
3. 生活に困窮している(市民税課税者と同一生計・扶養関係にない場合に限る)

○ 収入や預貯金状況を確認した上で減免が決定されますので、ご了承ください。

1から3それぞれ、条件に該当するかどうかの基準がありますので、該当すると思われる人は、介護保険課保険料係までご相談ください。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

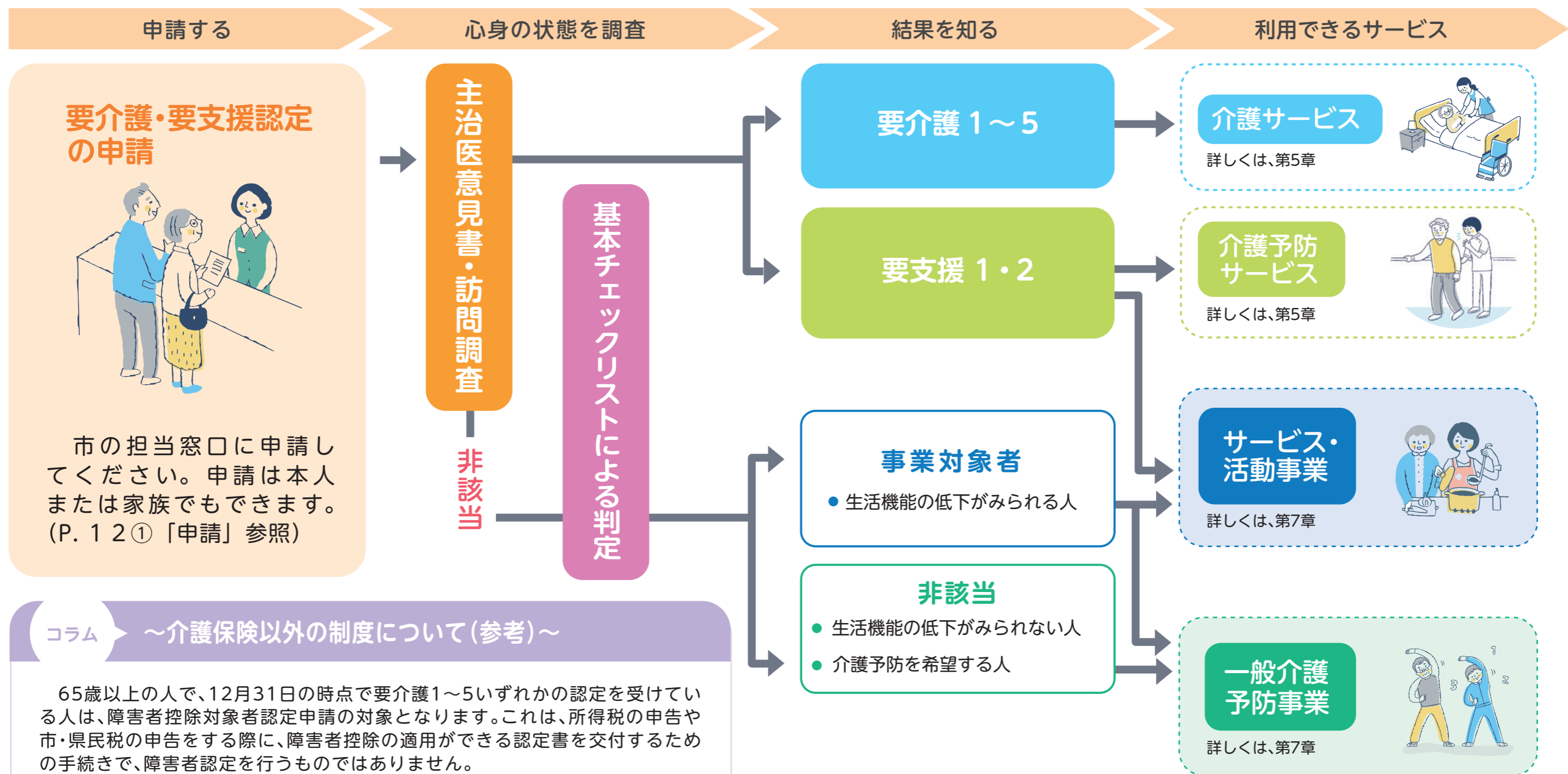
介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

第3章 サービスを利用するには

介護(予防)サービスを利用するための手順



コラム ～介護保険以外の制度について(参考)～

65歳以上の人で、12月31日の時点で要介護1～5いずれかの認定を受けている人は、障害者控除対象者認定申請の対象となります。これは、所得税の申告や市・県民税の申告をする際に、障害者控除の適用ができる認定書を交付するための手続きで、障害者認定を行うものではありません。

詳しくは伊勢崎市のホームページをご覧ください。
 ⇒<https://www.city.isesaki.lg.jp>
 (伊勢崎市HP>暮らし・手続き>保険・年金>介護保険>介護保険の概要・制度>障害者控除対象者認定)

※障害者控除とは
 障害者控除とは本人または配偶者、扶養親族が所得税法、地方税法上の障害者に当てはまる場合に税額の計算の基礎となる所得から一定額を控除できる仕組みのことをいいます。

二次元コードからも対象のページをご覧ください



コラム ケアマネジャー(介護支援専門員)ってどんな人?

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護(予防)サービスの利用にあたって、右記のような重要な役割を担っています。資格は5年ごとに更新されます。

- 本人に適したケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・手配
- 施設選びの相談・アドバイス
- 介護に関する家族の相談・アドバイス

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

要介護・要支援認定の申請から認定まで

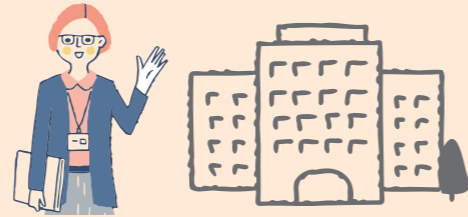
介護(予防)サービスを利用するには要介護・要支援認定を受け、「介護(予防)が必要」と認定されることが必要です。

1 申請 介護(予防)サービスが必要になったら市役所の介護保険課の窓口で申請をします。

・介護(予防)サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けることが必要です。

・申請に必要なもの

- ・介護保険の被保険者証(P.2参照)
 - ・主治医意見書を依頼する病院名、医師名
 - ・マイナンバー
 - ・来庁者の身分証明書(運転免許証など)
- ※第2号被保険者(40~64歳)の場合
 ・医療保険の加入が確認できるもの
 ・特定疾病の確認(P.5※1参照)



Q 申請は誰でもできますか？

A 申請は、利用者本人または家族、パートナー、成年後見人、高齢者相談センター、省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

Q 申請の費用は？

A 無料です。要介護・要支援認定に必要な費用は、全額市が負担します。

Q 現在、入院中でも申請できますか？

A 退院後に在宅で介護(予防)サービスを利用する場合や、介護保険施設等への入所を希望する場合に申請できます。なお、要介護・要支援認定は、病状が安定していることが前提となりますので、病院の主治医や看護師、相談員等にご相談ください。

2-1 訪問調査

調査員が自宅等を訪問して、本人と家族から心身の状態や日頃の生活、居住環境等について聞き取り調査等を行います。

Q 主治医とは

A かかりつけの医師や、介護が必要になった直接の原因である病気を治療している医師等、本人の心身の状態をより把握している医師のことです。

※定期的に診察を受けていないと、主治医意見書を作成できない場合がありますので、最終診察日を確認してください。

2-2 主治医意見書

市から本人の主治医に依頼し、心身の状態についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。

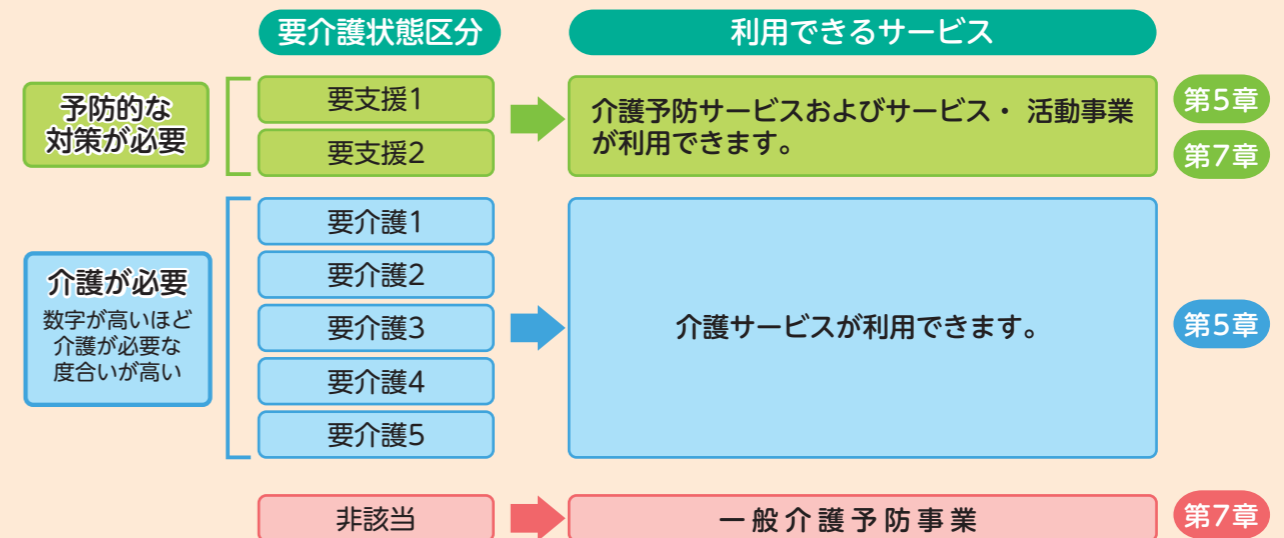
3 審査・判定 介護認定審査会が、必要な介護の度合いを総合的に判断します。

- ・②-1 訪問調査の結果等からコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、②-2 主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。



4 認定 必要な介護の度合いが認定され、その結果が記載された結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

- ・介護認定審査会の判定に基づき、市町村が要介護状態区分を認定します。(原則として申請から30日以内)



Q 申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用したいときは？

A 申請した後、認定結果が通知されるまでの間に緊急的に介護サービスを利用したい場合は、高齢者相談センター(地域包括支援センター)や居宅介護支援事業所にご相談ください。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

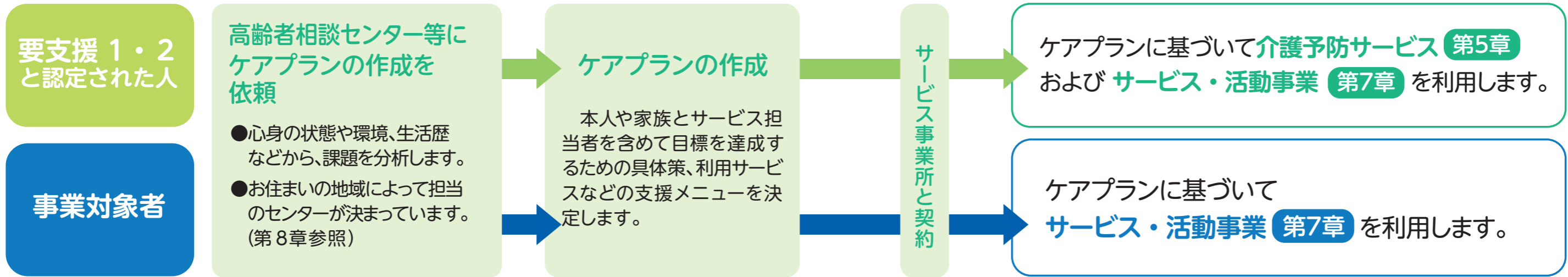
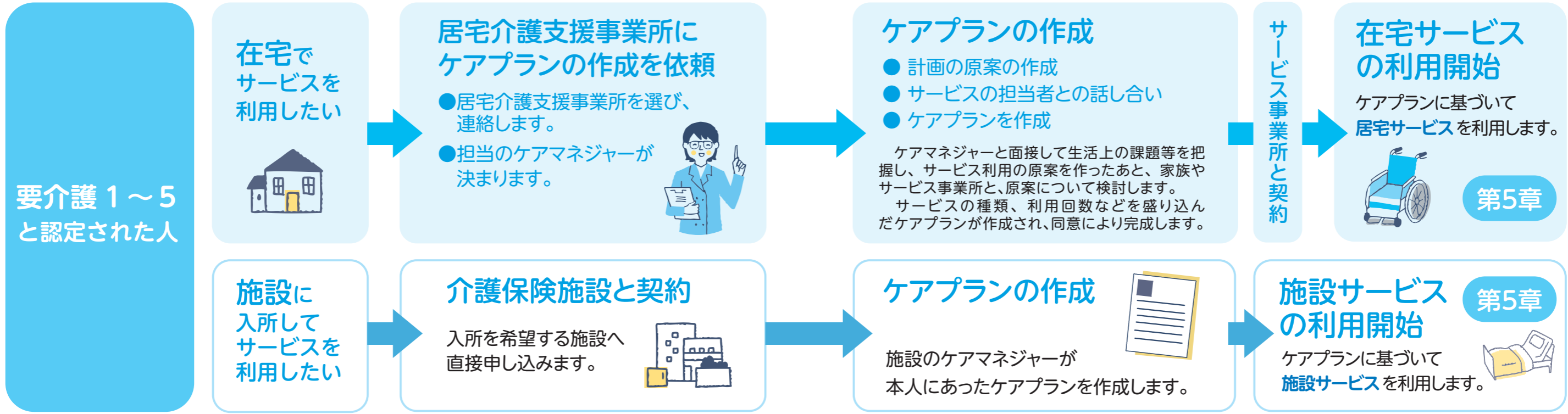
利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

ケアプラン作成からサービス利用まで



! **要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です**

要介護・要支援の認定には有効期間(原則、新規は6か月、更新は12か月)があります。

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に更新認定の申請をする必要があります。更新認定の申請は、有効期間終了日の60日前から受付します。

Q なぜ要介護・要支援の認定には有効期間があるのですか？

A 高齢者の心身の状態は変化しやすいため、必要な介護の度合いは一定であるとは限りません。適切なサービスが提供されるよう、一定期間ごとに状態をチェックして、認定を見直す必要があるためです。

Q 要介護・要支援の認定結果に納得ができない場合は？

A 認定結果などに疑問や不服がある場合、まずは市の窓口にご相談ください。その上で納得できない場合は、認定結果を受け取った日の翌日から3か月以内に「群馬県介護保険審査会」に審査請求をすることができます。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

第4章 契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

契約する時の注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のことに注意しましょう。

- 契約の目的** …… 契約の目的となるサービスが明記されているか。
- 契約の当事者** …… 利用者と事業者との間の契約になっているか。
- 指定事業者** …… 都道府県または市区町村から指定された事業者か。
- サービスの内容** …… 利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。
- 契約期間** …… 在宅サービスは認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。
- 利用者負担金** …… 利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているか。
- 利用者からの解約** …… 利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。
- 損害賠償** …… サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。
- 秘密保持** …… 利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報保持されるようになっているか。

※契約書には上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護(介護予防)サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者に相談しづらいときは、下記のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

「市の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、群馬県と連携し対応します。

☎ 0270-24-5111 (代表)

「高齢者相談センター(地域包括支援センター)」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「高齢者相談センター」や「消費生活センター」で相談することができます。高齢者相談センターは37ページを参照してください。

消費生活センター ☎ 0270-20-7300

「国保連」に相談

市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連(国民健康保険団体連合会)に相談することができます。

☎ 027-290-1323

MEMO

MEMO area with horizontal dashed lines for writing.

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

第5章 介護保険で利用できるサービス

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割～3割の自己負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があります。費用はサービスを提供する事業所などの体制などによって異なります。

第5章で
使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の人が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の人が利用できるサービス

居宅サービス＜在宅でサービス利用＞

※記載の金額は、利用者負担1割の場合の費用です。 令和8年4月1日現在の費用額のためやす

自宅での日常生活をサポートしてもらう

要介護 訪問介護(ホームヘルプ)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーによる本人への身体介護や生活援助が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のためやす

| | |
|---|------|
| 身体介護(20分以上30分未満)(1回) 例) 食事・排せつ・入浴の介助 など | 250円 |
| 生活援助(20分以上45分未満)(1回) 例) 掃除・洗濯・買い物・調理の支援 など | 183円 |

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

| | |
|----------------------|-----|
| 通院などのための乗車・降車の介助(1回) | 99円 |
|----------------------|-----|

サービスの対象外です

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 大掃除や屋根の修理などの日常的な家事の範囲を超えるもの 等
- 来客の対応
- 洗車

共生型サービスとは？

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がいのある人が65歳以上になっても、なじみの事業所でサービスを受けることができます。

※対象サービス……「訪問介護」「(地域密着型)通所介護」「(予防)短期入所生活介護」「(予防)小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」

自宅で入浴の介助をしてもらう

要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のためやす

| | |
|----------|--------|
| 全身入浴(1回) | 1,293円 |
|----------|--------|



要支援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のためやす

| | |
|----------|------|
| 全身入浴(1回) | 874円 |
|----------|------|

自宅で看護を受ける

要介護 訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のためやす

| | | | |
|------------------------------|------|----------------------------|------|
| 訪問看護ステーションの場合 (30分未満)(1回) | 481円 | 病院または診療所の場合 (30分未満)(1回) | 408円 |
|------------------------------|------|----------------------------|------|

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

要支援 介護予防訪問看護

疾患などを抱えて外出が困難な場合に、看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

| | | | |
|------------------------------|------|----------------------------|------|
| 訪問看護ステーションの場合 (30分未満)(1回) | 461円 | 病院または診療所の場合 (30分未満)(1回) | 390円 |
|------------------------------|------|----------------------------|------|

自宅でリハビリをする

要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

| | | |
|-------------|-------|------|
| サービス費用のためやす | 1回につき | 314円 |
|-------------|-------|------|

要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

| | | |
|-------------|-------|------|
| サービス費用のためやす | 1回につき | 303円 |
|-------------|-------|------|

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

日帰りで施設に通って入浴や食事などのサービスを受ける

要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。



▼サービス費用のめやす

| | | |
|------------------------------|------|--------|
| 通常規模事業所利用の場合 (7時間以上8時間未満) | 要介護1 | 668円 |
| | 要介護2 | 788円 |
| | 要介護3 | 913円 |
| | 要介護4 | 1,038円 |
| | 要介護5 | 1,164円 |

※食費、日常生活費は別途かかります。
※費用は事業所の種類・サービスによって異なります。

日帰りで施設に通ってリハビリする

要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす



| | | |
|------------------------------|------|--------|
| 通常規模事業所利用の場合 (7時間以上8時間未満) | 要介護1 | 775円 |
| | 要介護2 | 919円 |
| | 要介護3 | 1,064円 |
| | 要介護4 | 1,236円 |
| | 要介護5 | 1,403円 |

※個別のリハビリを行った場合は加算あり ※食費、日常生活費は別途かかります。

要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。

▼サービス費用のめやす

| | | |
|--------|------|--------|
| 1か月あたり | 要支援1 | 2,307円 |
| | 要支援2 | 4,300円 |

※食費、日常生活費は別途かかります。

自宅で医師などから指導・管理を受ける

要介護 居宅療養管理指導

要支援 介護予防居宅療養管理指導

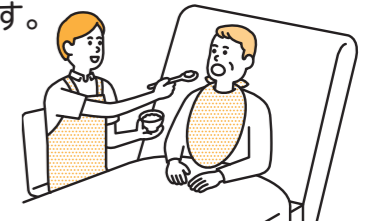
医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

▼サービス費用のめやす

| | |
|-----------------------|------|
| 医師による指導(1か月に2回まで) | 515円 |
| 歯科医師による指導(1か月に2回まで) | 517円 |
| 薬局の薬剤師による指導(1か月に4回まで) | 518円 |

特定の施設に入居している人が利用するサービス

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護保険の指定を受けた施設に入居している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



要介護 特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

| | | |
|-------|------|------|
| 1日あたり | 要介護1 | 550円 |
| | 要介護2 | 618円 |
| | 要介護3 | 689円 |
| | 要介護4 | 755円 |
| | 要介護5 | 825円 |

要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

| | | |
|-------|------|------|
| 1日あたり | 要支援1 | 186円 |
| | 要支援2 | 318円 |

※食費、居住費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の人が利用できるサービス
要支援 要支援1・2の人が利用できるサービス

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

一時的に介護ができないとき

要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

| | | |
|--|------|--------|
| 介護老人福祉施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)生活介護 (1日あたり) | 要介護1 | 716円 |
| | 要介護2 | 786円 |
| | 要介護3 | 862円 |
| | 要介護4 | 934円 |
| | 要介護5 | 1,004円 |
| 介護老人福祉施設 (従来型個室)生活介護 (1日あたり) | 要介護1 | 614円 |
| | 要介護2 | 684円 |
| | 要介護3 | 758円 |
| | 要介護4 | 829円 |
| | 要介護5 | 899円 |
| 介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり) | 要介護1 | 614円 |
| | 要介護2 | 684円 |
| | 要介護3 | 758円 |
| | 要介護4 | 829円 |
| | 要介護5 | 899円 |
| 介護老人保健施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)療養介護 (1日あたり) | 要介護1 | 848円 |
| | 要介護2 | 896円 |
| | 要介護3 | 962円 |
| | 要介護4 | 1,017円 |
| | 要介護5 | 1,071円 |
| 介護老人保健施設 (従来型個室)療養介護 (1日あたり) | 要介護1 | 764円 |
| | 要介護2 | 813円 |
| | 要介護3 | 876円 |
| | 要介護4 | 931円 |
| | 要介護5 | 985円 |
| 介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり) | 要介護1 | 842円 |
| | 要介護2 | 893円 |
| | 要介護3 | 958円 |
| | 要介護4 | 1,011円 |
| | 要介護5 | 1,067円 |

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

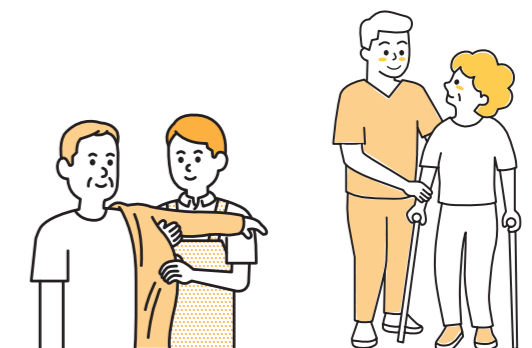
要支援 介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

| | | |
|--|------|------|
| 介護老人福祉施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)生活介護 (1日あたり) | 要支援1 | 538円 |
| | 要支援2 | 668円 |
| 介護老人福祉施設 (従来型個室)生活介護 (1日あたり) | 要支援1 | 459円 |
| | 要支援2 | 571円 |
| 介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり) | 要支援1 | 459円 |
| | 要支援2 | 571円 |
| 介護老人保健施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)療養介護 (1日あたり) | 要支援1 | 633円 |
| | 要支援2 | 800円 |
| 介護老人保健施設 (従来型個室)療養介護 (1日あたり) | 要支援1 | 588円 |
| | 要支援2 | 737円 |
| 介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり) | 要支援1 | 622円 |
| | 要支援2 | 785円 |

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。



介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

地域密着型サービス

要介護度が比較的高い状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするためのサービスです。

原則として、事業所が所在する市町村の住民だけがサービスを利用できます。費用は施設などの体制などによって異なります。

※利用者負担 1 割の場合の費用です。令和 8 年 4 月 1 日現在の費用額のためやす

要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が綿密に連携しながら、定期的な訪問サービスと随時の対応を行う訪問サービスが受けられます。

▼サービス費用のためやす

| | | |
|--------------------------------------|------|---------|
| 一体型 (訪問看護サービスを利用する場合) (1か月あたり) | 要介護1 | 8,113円 |
| | 要介護2 | 12,674円 |
| | 要介護3 | 19,346円 |
| | 要介護4 | 23,849円 |
| | 要介護5 | 28,893円 |

要介護 地域密着型通所介護(デイサービス)

小規模なデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用のためやす

| | | |
|---------------------------------|------|--------|
| 小規模な通所介護(1回) (7時間以上8時間未満の場合) | 要介護1 | 764円 |
| | 要介護2 | 903円 |
| | 要介護3 | 1,047円 |
| | 要介護4 | 1,189円 |
| | 要介護5 | 1,331円 |

難病やがん末期の人などが、常時看護師による観察がある環境で、入浴・排せつ・食事の介助や日常生活上の支援などを受けられます。

▼サービス費用のためやす

| | | |
|--------------------|--------|---------|
| 療養通所介護 (1か月あたり) | 要介護1~5 | 12,964円 |
|--------------------|--------|---------|

※食費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護 1 ~ 5 の人が利用できるサービス
要支援 要支援 1 ・ 2 の人が利用できるサービス

要介護 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

要支援 介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された人が、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などを受けられます。

▼サービス費用のためやす ※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

| | | |
|-------------------------------|------|--------|
| 単独型(1回あたり) (7時間以上8時間未満の場合) | 要支援1 | 876円 |
| | 要支援2 | 978円 |
| | 要介護1 | 1,011円 |
| | 要介護2 | 1,121円 |
| | 要介護3 | 1,231円 |
| | 要介護4 | 1,342円 |
| | 要介護5 | 1,452円 |

要介護 小規模多機能型居宅介護

要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除などの家事、健康状態の確認や機能訓練など多機能なサービスが受けられます。

▼サービス費用のためやす ※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

| | | |
|--------|------|---------|
| 1か月あたり | 要支援1 | 3,509円 |
| | 要支援2 | 7,091円 |
| | 要介護1 | 10,636円 |
| | 要介護2 | 15,632円 |
| | 要介護3 | 22,740円 |
| | 要介護4 | 25,097円 |
| | 要介護5 | 27,672円 |

要介護 看護小規模多機能型居宅介護

介護度が高く、医療ニーズの高い人に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護が受けられます。

▼サービス費用のためやす ※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

| | | |
|--------|------|---------|
| 1か月あたり | 要介護1 | 12,659円 |
| | 要介護2 | 17,711円 |
| | 要介護3 | 24,898円 |
| | 要介護4 | 28,238円 |
| | 要介護5 | 31,942円 |

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

要介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要支援 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が共同生活住居(グループホーム)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、居住費、日常生活費などは別途がかかります。

| | | |
|------------------------|------|---------|
| ユニット数 1つの場合 (1日あたり) | 要支援1 | 利用できません |
| | 要支援2 | 772円 |
| | 要介護1 | 776円 |
| | 要介護2 | 813円 |
| | 要介護3 | 836円 |
| | 要介護4 | 853円 |
| | 要介護5 | 871円 |

要介護3以上 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)

※要介護1または2の人は、やむを得ない理由があると認められた場合のみ入所が可能です。
定員29人以下の特別養護老人ホームに入所して、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の世話などが受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、居住費、日常生活費などは別途がかかります。

| | | |
|-----------------------|------|------|
| ユニット型個室の場合 (1日あたり) | 要介護1 | 692円 |
| | 要介護2 | 764円 |
| | 要介護3 | 840円 |
| | 要介護4 | 914円 |
| | 要介護5 | 985円 |

要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問又は随時の訪問により、入浴・排せつ・食事の介助や緊急時の対応などが受けられるサービスです。

| | | |
|-------------|--------|--------|
| サービス費用のめやす▶ | 1か月あたり | 1,010円 |
|-------------|--------|--------|

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームなどに入居して、食事・排せつ・食事の介助、洗濯掃除などの家事、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられるサービスです。

| | | | |
|-------------|-------|------|------|
| サービス費用のめやす▶ | 1日あたり | 要介護1 | 554円 |
| | | 要介護2 | 623円 |
| | | 要介護3 | 695円 |
| | | 要介護4 | 761円 |
| | | 要介護5 | 832円 |



施設サービス

施設サービスの利用者は、サービス費用の1～3割に加え、食費・居住費・日常生活費などを自己負担します。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

入所した施設によって金額が異なる場合がありますので、詳しくは入所を希望する施設に直接問い合わせてください。

※市町村民税非課税者などは、食費・居住費が減額となる制度があります。詳細はP.33へ

1 サービス費用の
1割～3割

2 食費

3 居住費

4 その他の
日常生活費

施設により異なります

費用の例：施設を1ヶ月(30日)利用した場合 <要介護3>

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の場合

| | | | |
|---|---|----------------|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 多床室では | <ul style="list-style-type: none"> 利用料(1日) 743円～×30日=22,290円 食費(1日) 1,545円～×30日=46,350円 居住費(1日) 915円～×30日=27,450円 その他の日常生活費など | 施設により 異なります | 合計 96,090円～ |
| <ul style="list-style-type: none"> ユニット型個室では | <ul style="list-style-type: none"> 利用料(1日) 827円～×30日=24,810円 食費(1日) 1,545円～×30日=46,350円 居住費(1日) 2,066円～×30日=61,980円 その他の日常生活費など | | |

●介護老人保健施設(老健)の場合

| | | | |
|---|---|----------------|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 多床室では | <ul style="list-style-type: none"> 利用料(1日) 921円～×30日=27,630円 食費(1日) 1,545円～×30日=46,350円 居住費(1日) 437円～×30日=13,110円 その他の日常生活費など | 施設により 異なります | 合計 87,090円～ |
| <ul style="list-style-type: none"> ユニット型個室では | <ul style="list-style-type: none"> 利用料(1日) 926円～×30日=27,780円 食費(1日) 1,545円～×30日=46,350円 居住費(1日) 2,066円～×30日=61,980円 その他の日常生活費など | | |

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

居室(部屋タイプ)について

| | |
|-------------|---|
| ユニット型個室 | ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している個室 |
| ユニット型個室的多床室 | 室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している居室 |
| 従来型個室 | リビングを併設していない個室 |
| 多床室 | 4人部屋などの個室以外の居室(相部屋) |

※利用者負担1割の場合の費用です。令和8年4月1日現在の費用額のめやす

要介護3～5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

※要介護1または2の人は、やむを得ない理由があると認められた場合のみ入所が可能です。

入所できるのは、身体上または精神上著しい障がいがあるため、常に介護が必要で、自宅では介護できない人です。入所した要介護者は、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話や健康管理を受けます。また、少人数の家庭的な雰囲気の中で、サービスの提供を行う施設もあります。(ユニットケア)

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。

▼サービス費用のめやす

| | | |
|------------------------------------|------|------|
| ユニット型個室・ ユニット型個室的多床室 (1日あたり) | 要介護1 | 680円 |
| | 要介護2 | 751円 |
| | 要介護3 | 827円 |
| | 要介護4 | 899円 |
| | 要介護5 | 969円 |
| 従来型個室 (1日あたり) | 要介護1 | 598円 |
| | 要介護2 | 669円 |
| | 要介護3 | 743円 |
| | 要介護4 | 814円 |
| | 要介護5 | 884円 |
| 多床室 (1日あたり) | 要介護1 | 598円 |
| | 要介護2 | 669円 |
| | 要介護3 | 743円 |
| | 要介護4 | 814円 |
| | 要介護5 | 884円 |

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の人が利用できるサービス

要介護 介護老人保健施設(老健)

入所できるのは、病状が安定し、在宅生活への復帰を目指したりリハビリに重点をおいた介護が必要な人です。入所した要介護者(要介護1～5に認定されている人)は、医学的な管理のもとでの看護やリハビリ、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話を受けます。

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。

サービス費用のめやす▶



| | | |
|------------------------------------|------|--------|
| ユニット型個室・ ユニット型個室的多床室 (1日あたり) | 要介護1 | 814円 |
| | 要介護2 | 860円 |
| | 要介護3 | 926円 |
| | 要介護4 | 982円 |
| | 要介護5 | 1,033円 |
| 従来型個室 (1日あたり) | 要介護1 | 727円 |
| | 要介護2 | 774円 |
| | 要介護3 | 840円 |
| | 要介護4 | 896円 |
| | 要介護5 | 945円 |
| 多床室 (1日あたり) | 要介護1 | 805円 |
| | 要介護2 | 855円 |
| | 要介護3 | 921円 |
| | 要介護4 | 975円 |
| | 要介護5 | 1,027円 |

要介護 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。医療ニーズの高い要介護者を対象とするI型と、比較的容態が安定した要介護者を対象とするII型があります。

サービス費用のめやす▶



| | | |
|------------------------------------|------|--------|
| ユニット型個室・ ユニット型個室的多床室 (1日あたり) | 要介護1 | 862円 |
| | 要介護2 | 974円 |
| | 要介護3 | 1,216円 |
| | 要介護4 | 1,319円 |
| | 要介護5 | 1,412円 |
| 従来型個室 (1日あたり) | 要介護1 | 731円 |
| | 要介護2 | 844円 |
| | 要介護3 | 1,085円 |
| | 要介護4 | 1,189円 |
| | 要介護5 | 1,281円 |
| 多床室 (1日あたり) | 要介護1 | 845円 |
| | 要介護2 | 957円 |
| | 要介護3 | 1,199円 |
| | 要介護4 | 1,301円 |
| | 要介護5 | 1,395円 |

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

生活環境を整えるサービス

福祉用具の貸与

次の13種類が貸し出しの対象ですが、要介護度によって利用できる用具が異なります。

- 利用できる。
- × 原則として利用できない。
- ▲ 尿のみを吸引するものは利用できる。

| | 要支援 1・2 | 要介護 1 | 要介護 2・3 | 要介護 4・5 |
|---|------------|----------|------------|------------|
| ・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ | ○ | | ○ | ○ |
| ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト | × | | ○ | ○ |
| ・自動排せつ処理装置 | ▲ | | ▲ | ○ |

■費用のめやす

- 貸出料の1割から3割が自己負担です。貸出料は用具の種類や事業所によって異なります。
- 月々の「在宅サービス」支給限度額の範囲内で利用できます。

・自分に合った用具を借りるために、ケアマネジャー、高齢者相談センター(地域包括支援センター)、介護保険課、各支所市民サービス課の窓口にご相談しましょう。

・商品ごとに全国平均貸与価格が公表されており、上限額が設定されています。

特定福祉用具購入

要介護 1~5 要支援 1~2

購入費支給の対象は、次の9種類です。

- ・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換部品 ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分 ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ

【※スロープ、歩行器、歩行補助つえは貸与と販売の選択制です。】

■費用のめやす

- 購入費の1割から3割が自己負担であり、同一年度(4月1日から翌年3月31日)で10万円の限度額です。10万円までの購入費に関して、7~9割の金額が支給されます。

■支払い方法

償還払い…利用者は販売業者に、購入費の全額を支払います。申請後、対象額の7~9割の金額が利用者に支給されます。
受領委任払い…利用者は販売業者に、購入費のうち自己負担分(1~3割)の金額を支払います。申請後、業者に対象額の7~9割が支給されます。

※ただし、以下のいずれかにあてはまる場合、受領委任払いは利用できません!

①介護保険料に滞納がある。 ②介護認定の新規申請中で、認定結果が出る前に特定福祉用具を購入した。

- ・指定事業所での購入のみが対象になります。(事業所には福祉用具専門相談員がいます)
- ・同一品目(同じ用途のもの)を複数購入することは原則できません。
- ・自分に合った用具を購入するために、ケアマネジャー、高齢者相談センター(地域包括支援センター)、介護保険課、各支所市民サービス課の窓口にご相談しましょう。

住宅環境を整備するサービス

要介護 1~5 要支援 1~2

住宅改修

要介護・要支援認定を受けた方が、住み慣れた自宅で自立した日常生活を送れるよう、生活環境を整えるための小規模な工事について、費用の一部が支給される制度です。

支給の対象は、次の6種類の工事です。

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

■費用のめやす

- 工事費の1割から3割が自己負担であり、原則として、生涯で20万円の限度額となります。(例: 20万円までの工事費が対象になるため、負担割合が1割の被保険者自宅にスロープ設置工事をし、21万円かかった場合、限度額の9割である18万円が支給され、残りの3万円が自己負担となります)

■支払い方法

償還払い…利用者は施工業者に、工事費の全額を支払います。申請後、対象額の7~9割が利用者に支給されます。

受領委任払い…利用者は施工業者に、工事費のうち自己負担分の金額を支払います。

申請後、施工業者に対象額の7~9割が支給されます。

※ただし、以下のいずれかにあてはまる場合、受領委任払いは利用できません!

- ①介護保険料に滞納がある。
- ②介護認定の新規申請中で、認定結果がまだ出ていない。
- ③入院中・入所中で、被保険者証の住所地に実際に住んでいない。
- ④引越し等の都合で、被保険者証の住所地と異なる場所の建物をあらかじめ改修しようとする。

住宅改修利用の手順

保険給付されるまでの流れ

- ①ケアマネジャーや高齢者相談センター(地域包括支援センター)等に相談します。
- ②施工業者を選定します。
- ③市役所介護保険課または各支所市民サービス課に事前申請書類を提出します。
- ④市での審査が終了すると承認通知書が郵送されます。
※承認通知書が届いてから工事を始めます。
- ⑤工事が終わったら、施工業者に費用を支払った後に、市役所介護保険課または各支所市民サービス課に完了報告書類を提出します。
- ⑥審査のうえ、口座振り込みにより給付金をお支払いします。
(振り込む前に、通知が郵送されます。)

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

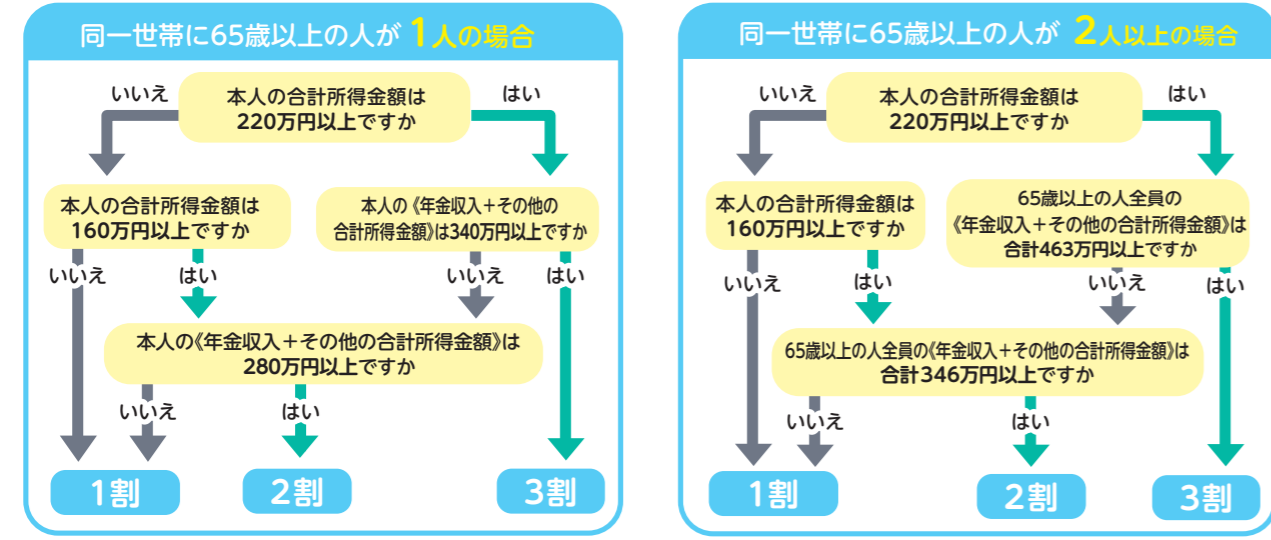
その他の在宅サービス

第6章 利用者負担について

費用の支払い

介護(予防)サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の1割～3割を事業者に支払います。利用者負担割合は、サービスを利用する人の所得や世帯構成によって判定されます。

利用者負担割合判定の流れ



● 65歳未満の人、住民税非課税の人、生活保護受給者は1割負担となります。

利用者負担額の例(目安)

要介護1、利用者負担割合が1割の人が、月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・

支給限度額 167,650円

介護サービス費用額 150,000円

介護保険より給付 135,000円
利用者負担額 15,000円

※ 利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

支給限度額

要介護ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。

| 要介護状態区分 | 居宅サービスの支給限度額(1か月) |
|---------|-------------------|
| 要支援1 | 5,032単位 |
| 要支援2 | 10,531単位 |
| 要介護1 | 16,765単位 |
| 要介護2 | 19,705単位 |
| 要介護3 | 27,048単位 |
| 要介護4 | 30,938単位 |
| 要介護5 | 36,217単位 |

※ 限度額を超えて介護サービスを利用した場合は、超えた分の費用は全額自己負担となります。

高額介護サービス費

在宅サービス(福祉用具購入費、住宅改修費を除く)および施設サービス(居住費等、食費を除く)における1か月の利用者負担額(1割～3割)が、一定金額(上限額)を超えたときは、超えた分が払い戻されます。上限額は所得に応じて下表のとおり設定されており、対象となる人には市から申請書が送付されます。支給を受けるためには申請書の提出が必要です。

| 負担区分 | 利用者負担上限額(1ヶ月) |
|--|---------------|
| 住民税課税世帯(同一世帯の65歳以上の課税所得額で判定) | |
| 課税所得 690万円(年収1,160万円)以上の人がある世帯 | 世帯 140,100円 |
| 課税所得 380万円(年収約770万円)以上、課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満の人がある世帯 | 世帯 93,000円 |
| 上記に該当しない住民税課税世帯 | 世帯 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | |
| 本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計金額が82万6,500円以下の人 | 個人 15,000円 |
| 高齢福祉年金の受給者 | 世帯 24,600円 |
| 生活保護の受給者 | 世帯 15,000円 |

○ 「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない人でも介護(予防)サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

特定入所者介護(予防)サービス費(介護保険負担限度額認定)

低所得者の人の介護保険施設サービス、短期入所サービスを利用するときの居住費(滞在費)、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

申請および提示が必要です！

特定入所者介護サービス費を受けるためには、市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。対象になる人に「介護保険負担限度額認定証」を発行しますので、施設等へ提示してください。なお、有効期間は申請された月から次の7月末までです。

基準費用額(1日あたり)

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額

| 居住費 | | | | 食費 |
|----------------|------------|---------|-------------|--------|
| 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | |
| 1,728円(1,231円) | 437円(915円) | 2,066円 | 1,728円 | 1,545円 |

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合です。介護老人保健施設の多床室は、施設区分等、条件により、月8,000円程度値上がりします。

負担限度額(1日あたり)

対象となる人は以下の条件を満たす人です。
● 被保険者本人、配偶者、被保険者と同一世帯の人全員が住民税非課税である
● 被保険者本人および配偶者の預貯金額等の資産(下記の表参照)の合計金額が、所得の状況に応じた要件の金額以下である

| 利用者負担段階 | 預貯金等の資産の状況※1 | 居住費等の負担限度額 | | | | 食費の負担限度額※3 | |
|---------|-------------------------------------|----------------------------|--------------|------------|-------------|------------|----------------|
| | | 従来型個室※2 | 多床室 | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | | |
| 第1段階 | 生活保護受給者 | 要件なし | | | | | |
| | 高齢福祉年金受給者 | 単身: 1,000万円 夫婦: 2,000万円 | 550円(380円) | 0円 | 880円 | 550円 | 300円 |
| 第2段階 | 前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円以下の人 | 単身: 650万円 夫婦: 1,650万円 | 550円(480円) | 430円 | 880円 | 550円 | 390円【600円】 |
| 第3段階① | 前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円超120万円以下の人 | 単身: 550万円 夫婦: 1,550万円 | 1,370円(880円) | 430円 | 1,370円 | 1,370円 | 680円【1,030円】 |
| 第3段階② | 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人 | 単身: 500万円 夫婦: 1,500万円 | 1,470円(980円) | 530円(430円) | 1,470円 | 1,470円 | 1,420円【1,360円】 |

※1 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、単身: 1,000万円、夫婦: 2,000万円
 ※2 介護老人福祉施設を利用した場合は()内の金額です
 ※3 短期入所生活介護を利用した場合は【 】内の金額です
 ※4 介護老人保健施設を利用した場合は()内の金額です。施設区分等、条件により、月3,000円程度値上がりします。
 ※5 「世帯全員」には、世帯分離している配偶者や内縁関係の人も含まれます。
 ※6 「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

● 虚偽の申告により、不正に支給を受けた場合には支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

介護保険制度のしくみ
介護保険料に
サービスを利用するには
契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき
介護保険で利用できるサービス
利用者負担に
介護予防・日常生活支援総合事業
高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは
その他の在宅サービス

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」があり、その人の状態に応じて利用できるサービスが決まります。



一般介護予防事業

高齢になっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう、一人ひとりが介護予防を意識し継続的に取り組むことが大切です。元気に年を重ねながら自分らしく地域で暮らし続けるため、人との交流を続けながら自分なりの介護予防に取り組みましょう。

| 事業名 | サービス内容 |
|---------------------|---|
| 介護予防サポーター養成研修 | 介護予防についての知識を地域で広めてくれる人を養成します。 |
| 高齢者介護支援ボランティア事業 | 介護保険施設等でボランティア活動をすると、実績に応じてポイントがもらえます。 |
| 介護予防講座(脳若トレーニング講座) | 認知・運動機能の維持・向上をめざし、脳の若返りや参加者同士の交流を図る楽しい講座です。 |
| 介護予防講座(いきいきエイジング教室) | 運動機能の向上、栄養の改善、認知機能の低下予防に関する知識や方法を学び、主体的、継続的に取り組む意欲を高める教室です。 |
| 介護予防講座(脳いきいき講座) | 脳の健康度や認知症についての理解を深め「記憶する」「考える」「判断する」など脳の健康度をセルフチェックできる講座です。 |
| 健康講座 | 団体を対象に依頼のあった場に出向いて、介護予防や認知症予防についてお話しします。 |
| ふれあいの居場所づくり事業 | 年齢や性別を問わず、地域住民の誰もが集うことができる交流の場「ふれあいの居場所」づくりを推進しています。 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 地域での介護予防をより効率的に行うため、住民集いの場にリハビリテーション専門職を派遣します。 |

認知症初期集中支援チーム

認知症は誰もがかかる可能性のある病気です。認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、市では、認知症初期集中支援チームを配置し、本人の状態にあわせて、適切な医療・介護サービスに繋げるための支援を行っています。医師・看護師・社会福祉士・介護福祉士などがチーム員となって家庭を訪問し、対応方法などの助言を行います。認知症初期集中支援チームの申込みや、認知症についての困りごとなど、まずはお住まいの地域を担当する高齢者相談センターへご相談ください。

認知症高齢者見守り事業

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症を正しく理解する認知症サポーターを養成しています。

| 事業名 | サービス内容 |
|---------------------|--------------------------------------|
| 認知症サポーター養成講座 | 認知症を正しく理解し、本人や家族の支援者となる人を養成します。 |
| 「認知症サポーターのいるお店」登録事業 | 認知症サポーター養成講座を受講した認知症を理解する従業員がいるお店です。 |

サービス・活動事業

要支援1・2

事業対象者 の人が利用できるサービス

(できることはできるだけご本人が行いながら、できない部分をお手伝いしてもらいます)

※利用者負担1割の場合の費用です。令和8年4月1日現在の費用額のためやす

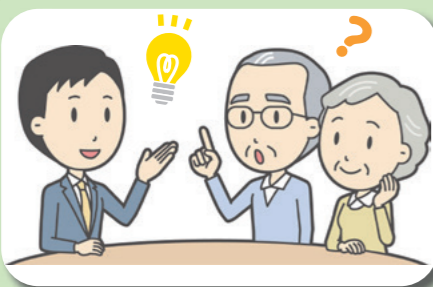
| 名称 | サービス内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|---------------------|-----------------------|-------------|-------------------|--------|------|------|------|--------|-----------|------|--|--|------|------|--|--|--------------|------|--|--|-----------|------|
| 訪問型サービス | <p>介護予防訪問型サービス</p> <p>ホームヘルパーが居宅を訪問し、買物や調理、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行います。身体介護・生活援助の区別はありません。乗車・降車等の介助は利用できません。</p> <p>◆サービス費用のめやす(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>週1回程度の利用 事業対象者・要支援1・2</td> <td>1,201円</td> </tr> <tr> <td>週2回程度の利用 事業対象者・要支援1・2</td> <td>2,399円</td> </tr> <tr> <td>週2回を超える程度の利用 要支援2</td> <td>3,806円</td> </tr> </table> | 週1回程度の利用 事業対象者・要支援1・2 | 1,201円 | 週2回程度の利用 事業対象者・要支援1・2 | 2,399円 | 週2回を超える程度の利用 要支援2 | 3,806円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 週1回程度の利用 事業対象者・要支援1・2 | 1,201円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 週2回程度の利用 事業対象者・要支援1・2 | 2,399円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 週2回を超える程度の利用 要支援2 | 3,806円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>基準緩和訪問型サービス</p> <p>ホームヘルパー又は市が定める研修修了者が行う生活援助に特化したサービスです。身体介護は行いません。</p> <p>◆サービス費用のめやす(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>週1回の利用 事業対象者・要支援1・2</td> <td>989円</td> </tr> <tr> <td>週2回の利用 事業対象者・要支援1・2</td> <td>1,977円</td> </tr> <tr> <td>週3回の利用 要支援2</td> <td>2,965円</td> </tr> </table> | 週1回の利用 事業対象者・要支援1・2 | 989円 | 週2回の利用 事業対象者・要支援1・2 | 1,977円 | 週3回の利用 要支援2 | 2,965円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 週1回の利用 事業対象者・要支援1・2 | 989円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 週2回の利用 事業対象者・要支援1・2 | 1,977円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 週3回の利用 要支援2 | 2,965円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通所型サービス | <p>通所施設に通い、運動や交流、レクリエーションを通して介護予防に取り組みます。</p> <p>◆サービス費用のめやす(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(共通的サービス)※送迎を含む</th> <th colspan="2">(主な選択的サービス)</th> </tr> <tr> <td>事業対象者・要支援1</td> <td>1,824円</td> <td>栄養改善</td> <td>203円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>3,672円</td> <td>口腔機能向上(I)</td> <td>153円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(II)</td> <td>163円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>生活機能向上グループ活動</td> <td>102円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一体的サービス提供</td> <td>487円</td> </tr> </table> | (共通的サービス)※送迎を含む | | (主な選択的サービス) | | 事業対象者・要支援1 | 1,824円 | 栄養改善 | 203円 | 要支援2 | 3,672円 | 口腔機能向上(I) | 153円 | | | (II) | 163円 | | | 生活機能向上グループ活動 | 102円 | | | 一体的サービス提供 | 487円 |
| (共通的サービス)※送迎を含む | | (主な選択的サービス) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業対象者・要支援1 | 1,824円 | 栄養改善 | 203円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要支援2 | 3,672円 | 口腔機能向上(I) | 153円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (II) | 163円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生活機能向上グループ活動 | 102円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 一体的サービス提供 | 487円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第8章 高齢者相談センター(地域

高齢者相談センター(地域包括支援センター)には、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、主に4つの業務があります。これらについて、保健・福祉・介護の専門職と協力して、高齢者のみなさんを総合的に支援します。

4つの面から地域を支えます

総合相談支援業務



相談や悩みにお応えします

高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。介護や健康のことだけでなく、生活全般についてなんでもご相談ください。

権利擁護業務



高齢者のみなさんの権利を守ります

安心して日常生活を送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取組みをします。たとえば、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。

介護予防ケアマネジメント業務



自立して暮らせるよう支援します

高齢者のみなさんが自立して生活できるように、生活のしかたやサービスの利用などについて助言・紹介するなど、みなさんの今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務



地域の連携・協力体制を支えます

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援など、地域のさまざまな機関・専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。

包括支援センター)とは

高齢者相談センターは、高齢者の抱える心配ごとや認知症に関すること、権利を守ること、介護保険に関する相談などの総合相談窓口です。

お住まいの地域により、担当する高齢者相談センターが決まっています。電話や来所で安心して気軽に相談してください。相談は無料です。

相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

| 名称 | 所在地 電話番号 | 担当行政区 |
|-------------------|--|---|
| 高齢者相談センター 北・三郷 | 大手町1-1 (美原診療所東側) ☎27-4548 | 曲輪町、大手町、平和町、若葉町(一区)、喜多町、宗高町、柳原町、寿町、西田町、華蔵寺町、堤西町、堤下町、八幡町、未広町、乾町、波志江町、安堀町、太田町 |
| 高齢者相談センター 南・茂呂 | 北千木町1126 (特別養護老人ホーム ローズビル内) ☎61-7026 | 本町、中央町、緑町、三光町、若葉町(二区)、上泉町、八坂町、今泉町一丁目・二丁目、粕川町、北千木町、南千木町、茂呂町一丁目・二丁目、美茂呂町、ひろせ町、茂呂南町、新栄町 |
| 高齢者相談センター 殖蓮 | 豊城町2780-2 (特別養護老人ホーム ロータスヴィレッジ内) ☎27-5039 | 三和町、本関町、鹿島町、上植木本町、豊城町、上諏訪町、日乃出町、昭和町、宮前町、東本町、下植木町 |
| 高齢者相談センター 宮郷 | 連取町528-1 (モスバーガー駐車場 南西) ☎23-6100 | 稲荷町、宮子町、連取本町、連取元町、連取町、田中島町、田中町、東上之宮町、西上之宮町、宮古町 |
| 高齢者相談センター 名和 | 葦塚町11 (恵風荘デイサービス センター内) ☎20-7575 | 葦塚町、阿弥大寺町、今井町、山王町、堀口町、中町、柴町、戸谷塚町、福島町、八斗島町 |
| 高齢者相談センター 豊受 | 馬見塚町1196-1 (特別養護老人ホーム ゆたか内) ☎27-7703 | 除ヶ町、大正寺町、富塚町、下道寺町、馬見塚町、長沼町、上蓮町、下蓮町、国領町、飯島町、羽黒町 |
| 高齢者相談センター 赤堀 | 間野谷町135-1 (介護老人保健施設 旭ヶ丘内) ☎63-1500 | 西久保町一丁目・二丁目・三丁目、曲沢町、赤堀鹿島町、間野谷町、香林町一丁目・二丁目、野町、磯町、西野町、赤堀今井町一丁目・二丁目、下触町、五目牛町、市場町一丁目・二丁目、堀下町 |
| 高齢者相談センター 東 | 三室町4014-20 (大井戸診療所西側) ☎75-5966 | 小泉町、平井町、東小保方町、東町、八寸町、三室町、田部井町一丁目・二丁目・三丁目、国定町一丁目・二丁目、上田町、西小保方町 |
| 高齢者相談センター 境 | 境百々421 (鶴谷病院敷地内 別館西棟) ☎74-8039 | 境東、境、境萩原、境百々東、境百々、境美原、境中島、境西今井、境上矢島、境伊与久、境木島、境下淵名、境上淵名、境東新井、境保泉、境保泉一丁目、境上武士、境下武士、境小此木、境島村、境平塚、境新栄、境米岡、境栄、境女塚、境三ツ木 |

介護保険制度のしくみ

介護保険料に ついて

利用するには サービスを

契約するときの注意点は、 サービスに苦情や不満があるときは

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に ついて

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

第9章 その他の在宅サービス

高齢者のためのその他の在宅サービス

市では高齢者に対して様々なサービスを提供しております。

※令和8年4月1日現在のサービスです。

| NO | 事業 | 内容 | 対象者・条件等 | 備考 |
|----|--|--|--|--|
| 1 | 給食サービス 事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 週2回を限度に定期的に自宅を訪問して栄養バランスのとれた食事(昼食のみ)を配達し、安否確認も行う。 ※利用者の全額負担で、追加は可能。 | 調理が困難なひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯 | 1食 730円～ 市負担額 400円 利用者負担額 330円～ |
| 2 | 布団乾燥等事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 高齢者が使っている布団の乾燥、丸洗いをを行い、衛生的で快適な生活を維持する。 | 著しく寝具の手入れが困難なひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯 | 利用者負担なし 布団乾燥 年間10回 丸洗い(7・12月) 年間 2回 |
| 3 | 緊急通報装置貸与事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 持病の急変などの緊急事態が発生した場合に、通報装置のボタンを押すことにより、警備会社へとつながり、速やかに高齢者の安全を確保する緊急通報装置を貸与する。 | 身体上の慢性疾患、障害等により日常生活に常時見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等 | 利用者負担なし ※固定電話の回線が必要 |
| 4 | 見守りライト(通信機能付き電球)貸与事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | LED電球と通信機能が一体となった「ハローライト」を貸与する。自宅の電球と交換するだけで見守りサービスが利用可能。電球に点灯/消灯の動きが24時間に一度もない場合、家族等に異常検知メールを送信する。家族等の依頼により、委託業者が自宅を代理訪問し安否確認をする。 | ①ひとり暮らし高齢者 ②高齢者のみの世帯の人で、日常生活に不安がある人 ※緊急通報装置貸与事業利用者を除く ※同一敷地内または同一建物内に65歳未満の親族等が居住している場合は対象外 | 利用者負担なし ※電気代は自己負担 |
| 5 | 日常生活用具給付事業(マイサポ事業) 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 自分らしい在宅生活の応援と自助(マイサポート)の支援を目的として、日常生活の便宜を図るシルバーカー、入浴補助用具、電磁調理器を現物給付する。 | ①シルバーカー：要介護1以下で、シルバーカーを使用することにより歩行の安定を図れる人 ②入浴補助用具：介護保険の認定を受けておらず、入浴動作に困難がある人 ③電磁調理器：防火に配慮が必要なひとり暮らし高齢者等 | 利用者負担 原則として用具の価格の3割 |
| 6 | 紙おむつ等支給事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 寝たきり等の高齢者でおむつを必要としている人に、紙おむつや尿取りパッドを支給する。 市民税非課税世帯の人には紙おむつや尿取りパッドのほか、使い捨てタオル等の介護用品も支給可能。 (支給方法:毎月自宅へ配達) | 在宅の高齢者で、要介護4以上の人、又は重度認知症で要介護3以上と認定された人 | 利用者負担なし 支給額 上限額4,560円/月 市民税非課税世帯の人は、 上限額7,590円/月 (介護用品は3,030円以内) |
| 7 | 介護慰労金支給事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 寝たきりや、認知症高齢者を在宅で1年以上にわたり介護する人に、介護慰労金を支給する。 該当する人には、市が通知します。 (毎年12月頃) 判定期間：前年8月1日～ 本年7月31日 | 左記の1年間を通して要介護4又は5で、入院等で在宅を離れた期間が120日以下である人を介護する人 | 支給額 100,000円 ※毎年3月に支給 |

※年齢が明記されていない場合、「高齢者」とは65歳以上の人をいいます。

| NO | 事業 | 内容 | 対象者・条件等 | 備考 |
|----|---|---|---|---|
| 8 | はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | はり・きゅう・マッサージ施術を必要とする人に受療券を交付する。 | 高齢者 | 1枚1,000円の受療券を年間5枚交付 ※健康保険等で受療の場合は利用できない。 利用者負担 助成額を控除した額 |
| 9 | 訪問理美容サービス事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 心身の障害、傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者が、自宅で理美容サービスを受けるための費用の一部を助成する。 | 理髪店や美容院に出向くことが困難な原則として要介護3以上の高齢者 | 1枚3,500円の理美容利用券を年間4枚交付 (申請月で交付枚数が異なる) 利用者負担 助成額を控除した額 |
| 10 | 家庭ごみ戸別収集事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 在宅の高齢者の自宅を週1回訪問してごみを回収する。ごみは、市指定ごみ袋に分別し、回収日の午前8時30分までに、市が貸与する専用の収集ボックスに入れる。 | 家庭ごみを指定のごみステーションに出すことが困難であり、原則として要介護1以上の高齢者のみの世帯に属する人 | 利用者負担なし |
| 11 | エアコン購入費等補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 高齢者の熱中症による健康被害を未然に防ぐため、高齢者世帯のエアコンの購入および設置に要する費用に対し、補助金を交付する。 ※購入・設置する前に申請が必要になります | 次のいずれにも該当する人 ①在宅の高齢者のみの世帯 ②エアコンが設置されていない住宅又は故障により使用できるエアコンがない住宅に、新たに新品のエアコンを購入して設置する世帯 ③世帯員全員が市民税非課税 | 補助額(1世帯1回限り) エアコンの購入および設置費用の3/4 ※1,000円未満切捨 (上限額80,000円) |
| 12 | 住宅改造費補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 高齢者の在宅生活の継続を目的として、高齢者の居住する家屋内等を改造する場合に補助金を交付する。補助対象とする工事は、家屋内等のバリアフリー工事とする。(新築および老朽化による改築は対象外) ※着工前に申請が必要になります | ①要支援1～要介護1 ⇒住民税非課税のひとり暮らし又は高齢者世帯 ②要介護2以上 ⇒生計中心者の住民税(所得割)額16万円未満 | 補助額(1世帯1回限り) 対象となる改造経費の5/6 (上限額300,000円) ※1,000円未満切捨 |
| 13 | 介護用車両購入費補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 寝たきり等の要介護高齢者を同乗させて、通院等をする場合に使用する、車いす仕様車両の購入又は改造に対し、補助金を交付する。 ※購入または改造前の申請が必要です | 日常的に車いすを使用しているか、その使用が見込まれる高齢者を介護している家族 | 補助額(1世帯1回限り) ①新車購入の場合 上限額 50,000円 ②中古車購入の場合 上限額 30,000円 ③改造の場合 改造費用の1/2(上限 額50,000円) |
| 14 | 特殊詐欺対策自動通話録音装置貸与事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 自宅の固定電話に取り付けて使用する自動通話録音装置を貸与し、振り込め詐欺などの特殊詐欺対策を行う。 | 高齢者のみの世帯に属する人 ※緊急通報装置貸与事業利用者を除く | 利用者負担なし |
| 15 | 特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752 | 電話を用いた振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害を未然に防止するための電話機および自動通話録音装置を購入する費用に対し、補助金を交付する。 ※購入・設置後の申請となります | 60歳以上の高齢者のみの世帯に属する人 ※NO14の貸与を受けたことがある人は対象外 | 補助額(1世帯1回限り) 購入金額の1/2 ※100円未満切捨(上限額5,000円) |
| 16 | 防犯カメラ等購入費等補助事業 | 犯罪被害を未然に防ぐため、家庭用防犯カメラや録画機能付インターホンの購入および設置に要する費用に対し、補助金を交付する。 ※購入・設置後の申請となります。 | 高齢者のみの世帯に属する人 | 補助額(1世帯1回限り) 対象経費の1/2 ※1,000円未満切捨 (上限額20,000円) |

介護保険制度の
つくり
介護保険料に
ついで
利用するには
サービスを利用する
契約するときの注意点・
サービスに苦情や不満が
あるとき
介護保険で利用
できるサービス
利用者負担に
ついで
介護予防・日常生活
支援総合事業
高齢者相談センター
(地域包括支援センター)
とは
在宅サービスの
その他のサービス

MEMO

社会福祉法人 おおぎだ 特別養護老人ホームローズヒル 目指せ！生きがいサポート NO.1

特別養護老人ホーム
ローズヒル

短期入所
ローズヒルショートステイサービス

軽費老人ホーム
ケアハウス菜の花

デイサービス
茂呂デイサービスセンター

デイサービス
美茂呂デイサービスセンター

居宅介護支援事業所
茂呂居宅介護支援事業所

訪問介護
茂呂ヘルプサービスセンター

地域包括支援センター
高齢者相談センター南・茂呂



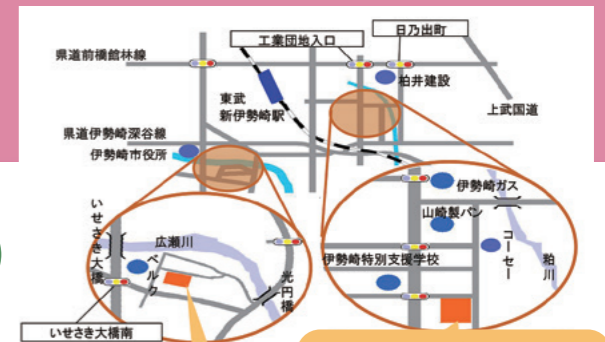
《理念》共生（きょうせい）共に生きる

私たちは、利用者、地域の住民の方たちとともに、手を携えて地域福祉社会の創造に貢献する。



ホームページはこちら
<https://oogida.or.jp/>

案内図 →



介護相談・見学・利用の申し込みは、
各事業所の相談員までお問合せ下さい。

- 社会福祉法人 おおぎだ
- ・特別養護老人ホーム ローズヒル
 - ・ローズヒルショートステイサービス
 - ・ケアハウス 菜の花
 - ・茂呂デイサービスセンター
 - ・茂呂ヘルプサービスセンター
 - ・茂呂居宅介護支援事業所
 - ・高齢者相談センター南・茂呂



社会福祉法人おおぎだ
特別養護老人ホームローズヒル(130床)
〒372-0032 伊勢崎市北千木町 1126
TEL:0270-40-5106(代)



社会福祉法人おおぎだ
美茂呂デイサービスセンター
〒372-0037 伊勢崎市美茂呂町 3705
TEL:0270-75-2170

通うたび、笑顔ひろがる

デイホーム孫の手・いせさき

こんにちは、孫の手です！デイホーム孫の手・いせさきは、高齢の方も障がいのある方も安心して利用できる共生型デイサービスです。お困りごとはお気軽にご相談ください！



レトロ喫茶風のお部屋でコーヒーもお飲みいただけます！

おススメポイント

- ◆ 専門資格（理学療法士など）による個別リハビリと看護師配置
- ◆ 衛生・プライバシーに配慮し、お湯を毎回張り替える個浴槽・個脱衣
- ◆ 昭和レトロな空間など自由度満載

介護保険・障がい福祉サービス、どちらの方もご利用いただけます。
“どなたも安心！” 共生型デイサービス体験受付中！

事業所番号：1070404817（通所介護） 1010401386（共生型）
デイホーム孫の手・いせさき
〒372-0812 伊勢崎市連取町3052

TEL 0270-61-6803

営業時間 8:15～17:15（年末年始・日曜休業）
運営元：株式会社孫の手



有限会社

ケアセンター平成

地域共生 つながる介護

寄り添い、絆、明日へつながる笑顔のサービス



- 居宅介護支援
- 訪問介護
- 小規模多機能型居宅介護施設
- 住宅型有料老人ホーム
- 障害者支援サービス
- 家事代行サービス
- 介護タクシー

有限会社ケアセンター平成

〒372-0007 伊勢崎市安城町1615番地1

☎ 0270-23-1164

てんとうむしのように「関わるすべての方に幸せと元気を届けたい。」

ケアプランセンター てんとうむし

利用者様が住み慣れた地域でその方らしく生活できるよう、地域住民や民生員様と連携し敏速に支援させていただきます。
また、利用者様を支えるご家族様の介護負担も軽減できるようサポートし、親子関係を良好に築けるよう支援させていただきます。

- ケアプランの作成
- 手続き代行・連絡調整・情報提供



合同会社天道虫 事業所番号:1070404726
群馬県伊勢崎市上蓮町674-14 ルミナスカミハス101 FAX:0270-27-4692
Mail:tentoumushi.r5.2.1@gmail.com URL:https://indigo685163.studio.site/

☎ 0270-27-4691 営業時間 9:00～17:00



皆様のゆたかな老後を支援させていただきます



社会福祉法人植竹会
特別養護老人ホームゆたか

〒372-0842 群馬県伊勢崎市馬見塚町1196-1

☎ 0270-20-3311

★福祉用具レンタル・販売
★ケアプラン作成・介護相談等
お気軽にご相談ください



ラミコジャパン(株)
シルバーサポート群馬店

〒372-0818 伊勢崎市連取元町 160-1

☎ 0270-20-1171

健康で若々しく生きるための総合ケアを提供します



ロコモリハビリケア
青空ケアサービス

〒370-0103 群馬県伊勢崎市境下淵名 2463-2

☎ 0270-76-3730

運営元：合同会社長沼プランニング

快適住空間



住宅型有料老人ホーム 匠の家

運営：株式会社 匠

〒370-0105 群馬県伊勢崎市境伊与久 602-1

☎ 0270-75-6011

医療法人原会グループは、伊勢崎市を中心にサポート しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

銘仙の家
 (医療法人 原会) 高齢者複合施設
 テイサービス
 ・介護付き有料51名
 ・ショート20名
 伊勢崎市平和町19-10
 Tel. 0270-20-1211 ・グループホーム9名

生糸の街
 (社会福祉法人 絹乃会) 特別養護老人ホーム
 前橋市片貝町3-285
 Tel. 027-289-5777
 ・定員70名
 ・ショートステイ10名

シルクの里
 (社会福祉法人 絹乃会) 特別養護老人ホーム
 桐生市宮本町1-12-34
 Tel. 0277-20-6622
 ・定員60名
 (内:空床利用型ショートステイ10名)

小泉の杜
 (社会福祉法人 和会) 特別養護老人ホーム
 伊勢崎市田部井町3-2017-2
 Tel. 0270-62-2000
 テイサービス
 ・特養90名
 ・ショート10名

いせさき
 (社会福祉法人 和会) 高齢者複合施設
 テイサービス
 伊勢崎市境上武土603-3
 Tel. 0270-75-0075
 ・特養29名
 ・住宅型有料30名
 ・養護50名

まゆ玉
 (医療法人 原会) 介護老人保健施設
 テイクア
 伊勢崎市長沼町2664-1
 Tel. 0270-40-3511
 ・定員99名

つむぎ
 (医療法人 原会) 介護付有料老人ホーム
 伊勢崎市境上武土898-1
 Tel. 0270-74-0633
 ・定員60名

旭ヶ丘
 (医療法人 原会) 介護老人保健施設
 テイクア
 伊勢崎市間野谷町135-1
 Tel. 0270-70-5111
 ・定員100名
 ・グループホーム27名

原病院
 医療法人 原会
 群馬県認知症疾患医療センター
 伊勢崎市境上武土898-1
 Tel. 0270-74-0633
 ・精神一般病棟60床
 ・精神療養病棟224床
 ・認知症治療病棟60床

太田養護老人ホーム
 (社会福祉法人 和会)
 太田市内ヶ島町1342-6
 Tel. 0276-30-0125 (代)
 ・定員50名
 (内:ショート4名)

高砂荘
 (社会福祉法人 和会) 介護老人保健施設
 テイクア
 太田市飯塚町973-1
 Tel. 0276-49-2323
 ・定員50名

work for
 就職を目指す障がい者の方をサポートする
 就労移行支援事業所・就労定着支援事業所
 [営業時間]AM8:30~PM5:30 [休日]日曜

ワークフォー高崎
 高崎市八島町70ラ・メルセ2F
 Tel.027-395-0580

ワークフォー渋谷
 東京都渋谷区神宮前6丁目19-14
 神宮前ハッピービル3F
 Tel.03-6427-3073

医療法人 原会
 伊勢崎市境上武土898-1 Tel.0270-74-0633
<https://hara-hospital.jp>

社会福祉法人 和会
 伊勢崎市境上武土603-3 Tel.0270-75-0075
<http://forest-koizumi.jp>

社会福祉法人 蒼和会
 太田市飯塚町973-1 Tel.0276-49-2323
<https://takasagosou.org>

社会福祉法人 絹乃会
 桐生市宮本町1-12-34 Tel.0277-20-6622
<http://silknosato.jp>

常識をくつがえす！ “探せる”訪問看護ステーションです

入所する介護施設を探すことができる
訪問看護ステーションが『ちゃお』です。



Q こんなお悩みございませんか

- 病院を退院しないとけなくて困ってる・・・
- 家での医療ケアが必要だけどどうしたらいいの？
- 老人ホームってどうやって探したらいいの？
- 医療に強い老人ホームってあるの？
- 末期癌や難病でも対応できる施設ってあるの？
- 予算が少ない・・・頼れる親族がない・・・

A 全て
訪問看護ステーション
ちゃおにお任せください

訪問看護と介護施設探し支援の両方を一
体的に提供する、独自のサービスを展開
している訪問看護ステーションです。
提携している介護施設や医療機関は年々
増えており、今まさに関東一円で注目され
ている事業所です！

群馬県内
どこでも **無料相談 受付中！** いつでも何回でも訪問看護の相談、老人ホームの
入居相談を受け付けています。

相談
無料
お電話・WEB よりお気軽にお申込みください
0270-75-1783
受付：月曜日～金曜日 9:00～18:00 FAX：0270-75-1784



訪問看護ステーション ちゃお
群馬県伊勢崎市太田町 1205 番地 21 ロイヤルコート 103
<https://ns-ciao.com> 訪問看護 ちゃお | 検索
運営元：一般社団法人ベストライフデザイン

市の花



ツツジ



サルビア



キク



スイセン

お問い合わせ先

- 伊勢崎市役所 介護保険課（市役所本館 1 階 5 番窓口）
TEL 24-5111（代表）
 - 保険料係 TEL 27-2742（直通）
 - 給付係 TEL 27-2743（直通）
 - 認定係 TEL 27-2744（直通）
- 地域包括支援センター（市役所本館 1 階 7 番窓口）
TEL 27-2745（直通）
- 赤堀支所 市民サービス課 TEL 62-9792（直通）
- あずま支所 市民サービス課 TEL 62-9910（直通）
- 境支所 市民サービス課 TEL 74-0368（直通）